

事情聴取項目例

- 1．工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。
- 2．本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
- 3．あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。
- 4．本件工事の現場説明会に出席した者、見積りをした者、入札に参加した者の所属及び氏名は誰でしたか。
- 5．本件工事の見積りで、専門工事の見積業者は誰でしたか。

誓 約 書

平成 年 月 日

各部等の長 様

会社名

代表者名

印

(担当者名

)

平成 年 月 日 () に執行された 工事の入札に関し、通知書の入札条件 6 の (3) のア又は 6 の (10)、入札心得 3 の (3) のア又は 6 の (10) の規定に抵触する行為を行ってはいないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(今後、上記違反の事実が明らかになった場合は、この契約を取り消され又は無効とされても異議はありません。：落札業者のみ)

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

(参考) 通知書の入札条件 6 の (3) のア又は入札心得 3 の (3) のア

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

通知書の入札条件 6 の (10) 又は入札心得 6 の (10)

入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

入札執行に係る注意事項例

- 1．本件入札について談合があったとの通報があったが、通知書の入札条件 6 の（ 3 ）の
ア又は入札心得 3 の（ 3 ）のアを遵守し、厳正に入札すること。
- 2．入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、通知書の入札条件 6 の（ 8 ）
のエ又は入札心得 3 の（ 8 ）のエにより入札は無効とする。